

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4271834号
(P4271834)

(45) 発行日 平成21年6月3日(2009.6.3)

(24) 登録日 平成21年3月6日(2009.3.6)

(51) Int.Cl.	F 1
A 4 5 D 33/00 (2006.01)	A 4 5 D 33/00 6 4 0
	A 4 5 D 33/00 6 1 5 F
	A 4 5 D 33/00 6 3 0 Z

請求項の数 4 (全 13 頁)

(21) 出願番号	特願2000-246449 (P2000-246449)	(73) 特許権者	000252528 和田工業株式会社 東京都墨田区本所3丁目21番10号
(22) 出願日	平成12年8月15日(2000.8.15)	(74) 代理人	100072408 弁理士 黒田 泰弘
(65) 公開番号	特開2002-58527 (P2002-58527A)	(72) 発明者	和田 圓 東京都墨田区本所3丁目21番10号 和田工業株式会社内
(43) 公開日	平成14年2月26日(2002.2.26)	審査官	堅田 多恵子
審査請求日	平成17年8月18日(2005.8.18)	(56) 参考文献	実開昭63-088214 (JP, U) 実開昭60-116908 (JP, U) 実開昭62-204503 (JP, U) 実開昭58-112206 (JP, U) 最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 コンパクト容器

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

蓋体(2)と本体(1)と前記本体(1)の頂面にフランジが当接する限度で本体凹部に格納可能な中枠(3)とを備え、中枠(3)と蓋体(2)の各一側が本体一端部に起伏可能に枢着され、蓋体(2)と本体(1)とが枢着部分と反対側の係合機構により閉じられる形式のコンパクト容器であって、前記中枠(3)に対して化粧料(A)を充填した中皿(4)が天地逆転可能に支持されており、前記本体(1)の底部内面に前記中皿(4)の底縁部(42)と当接可能な環状パッキング(7)が設けられ、前記蓋体(2)の内面には閉じ時に前記中皿(4)の表縁部(43)と当接可能な押圧用突部(25)が設けられており、かつ前記中皿(4)が高さ方向中央レベルと変位したレベルに突軸(41, 41)を有し、中枠(3)には、蓋体(2)の押圧用突部(25)が中皿(4)の表縁部(43)と当接したときに中皿(4)の底縁部(42)を中枠下面レベルより突出させるべく、前記突軸(41, 41)の高さ方向への移動を許す縦長軸受孔(301, 301)を有していることを特徴とするコンパクト容器。

【請求項2】

中皿(4)の高さ(H)が中枠(3)の高さ(H')よりも大きい請求項1に記載のコンパクト容器。

【請求項3】

中皿(4)は揮発成分含有化粧料(A)の充填用の下面側凹所(4b)と反対側に上面側凹所(4a)が形成されている請求項1に記載のコンパクト容器。

10

20

【請求項 4】

中枠(3)が本体一端部に対する枢着用の脚部(33, 33)を有し、その脚部(33, 33)に中枠(3)を蓋体(2)の最大傾転角度よりも小さい傾転角度に規制するためのストッパ(330)を有している請求項1に記載のコンパクト容器。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明はコンパクト容器とりわけ揮発成分を含有する化粧品に好適な高气密性のコンパクト容器に関する。

【0002】

【従来の技術】

コンパクト容器は白粉、ファンデーション、チーク、アイシャドウなどの粉状化粧料の収容・取出し容器として汎用されている。

しかし、近年では水、アルコールなどの揮発成分を添加して練り上げた化粧料が多くなっており、このように揮発成分を含有する化粧料の場合には、揮発成分の外部への揮散を防止するように密閉することが必要になる。

【0003】

この対策として、従来のコンパクト容器では、蓋体の内面にパッキングを設け、蓋体を閉じたときに化粧料を充填した本体の頂縁部に前記パッキングを接触させて密閉するようしたり、化粧料を充填した中皿に前記パッキングを接触させて密閉するようにした構造が採用されていた。

【0004】

しかしながら、蓋体と本体とは、通常、一側がヒンジによって枢着され、ヒンジと180度対称位置の係合機構によって閉止する起伏形式になっている。そして、蓋体は立上りが浅く全体として剛性が本体に比べて低くなっている。このため、蓋体をしっかりと閉じて、パッキングはヒンジを中心とする領域とフックと係止片との係合領域しか十分な締付け作用が働かず、左右領域ではパッキングとの接触圧が不十分になって隙間が発生しやすい。このため、良好な気密性を得ることは困難であった。

【0005】

この対策として、特開平8-140730号公報には、蓋体と本体とを起伏形式でなく、螺合形式とすることが提案されているが、この形式は蓋体の開閉操作が面倒になり、また、蓋体と本体とが分離してしまうので、使い勝手が悪くなるという問題があって必ずしも実用性があるとはいえなかった。

【0006】

【発明が解決しようとする課題】

本発明は前記のような問題点を解消するためになされたもので、その目的とするところは、比較的簡単な構造でありながら、揮発成分を含有する化粧品を高い気密性をもって密閉することができる起伏開閉型のコンパクト容器を提供することにある。

本発明は揮発成分を含む練り状、ペースト状、クリーム状の各化粧品容器として好適であるが、もちろん通常の粉末化粧料の容器に適用しても乾燥によるひび割れの発生等を防止できるため効果的である。

【0007】

【課題を解決するための手段】

上記目的を達成するため第1発明は、蓋体と本体と前記本体の頂面にフランジが当接する限度で本体凹部に格納可能な中枠とを備え、中枠と蓋体の各一側が本体一端部に起伏可能に枢着され、蓋体と本体とが枢着部分と反対側の係合機構により閉じられる形式のコンパクト容器であって、前記中枠に対して化粧料を充填した中皿が天地逆転可能に支持されており、前記本体の底部内面に前記中皿の底縁部と当接可能な環状パッキングが設けられ、前記蓋体の内面には前記中皿の表縁部と当接可能な押圧用突部が設けられおり、かつ前記中皿が高さ方向中央レベルと変位したレベルに突軸を有し、中枠には、蓋体の押圧用突

10

20

30

40

50

部が中皿の表縁部と当接したときに中皿の底縁部を中枠下面レベルより突出させるべく、前記突軸の高さ方向への移動を許す縦長軸受孔を有していることを特徴としている。

【 0 0 0 9 】

好ましくは、前記中皿は揮発成分含有化粧料の充填用の下面側凹所と反対側に上面側凹所が形成されている。

また、好適には、中枠 3 が本体一端部に対する枢着用の脚部 3 3 , 3 3 を有し、その脚部 3 3 , 3 3 に中枠 3 を蓋体 2 の最大傾転角度よりも小さい傾転角度に規制するストッパ 3 3 0 , 3 3 0 が設けられている。

【 0 0 1 0 】

【 発明の実施の形態 】

以下本発明の実施例を添付図面を参照して説明する。

図 1 ないし図 7 は本発明を適用した角形合成樹脂製コンパクト容器の実施例（第 1 実施例）を示している。

前記コンパクト容器は、本体 1 と、蓋体 2 と、中枠 3 および中皿 4 とから構成されており、中皿 4 は中枠 3 に対して 3 6 0 度回転可能に支持されている。

【 0 0 1 1 】

本体 1 は、囲壁 1 0 と底壁 1 1 とによって凹入部 1 2 が形成されており、後端部には中央に切欠き 1 3 が設けられている。切欠き 1 3 の左右には連結用のピンの挿入孔がそれぞれ設けられている。本体 1 の前端側には中央に凹嵌部 1 4 が設けられていてその立上り面に係合用突起 1 5 が形成されている。

【 0 0 1 2 】

蓋体 2 は比較的浅く立ち上がった囲壁 2 0 を外周に有し、内面の中央部を含む領域には鏡 5 が固着されている。

蓋体 2 の後端部には外方に突出する脚部 2 1 が形成されており、前記本体 1 の切欠き 1 3 の中央に位置されている。前端部には前記本体 1 の係合用突起 1 5 に係脱可能なフック 2 2 が突設され、これにより係合機構が構成されている。

【 0 0 1 3 】

中枠 3 は前記本体 1 の凹入部 1 2 に遊嵌し得る形状寸法の囲壁 3 0 と前記本体 1 の囲壁 1 0 の頂面 1 0 0 に接触可能なフランジ 3 1 とを有し、囲壁 3 0 で囲まれた部分は上下に貫通する空間となっている。

前記中枠 3 は蓋体 2 と共通ピンによって本体 1 に連結されている。すなわち、図 5 のように、中枠 3 の後端部には前記蓋体 2 の脚部 2 1 を相対変位可能に嵌める切欠き 3 2 が設けられており、この切欠き 3 2 の両側にはそれぞれ脚部 3 3 , 3 3 が形成されており、それら脚部 3 3 , 3 3 は、前記本体 1 の切欠き 1 3 と蓋体 2 の脚部 2 1 との間のスペースに挿入され、本体 1 の切欠き 1 3 の左右両側部分を横通して蓋体 2 の脚部 2 1 に到るピン 6 , 6 によって枢着されている。

【 0 0 1 4 】

中枠 3 の脚部 3 3 , 3 3 には、図 4 (a) のように、ピン 6 , 6 を支点として傾転したときに本体 1 の切欠き奥面 3 2 0 に当接して蓋体 2 の最大傾転角度よりも小さい最大傾転角度 となるように規制するストッパ 3 3 0 それぞれが設けられている。この最大傾転角度 は、後述する中皿 4 を中枠 3 に対して 3 6 0 度回転させたときに本体 1 の底壁 1 1 にも蓋体 2 の内面にも接触しない角度とすることが好ましい。

【 0 0 1 5 】

前記中枠 3 の囲壁 3 0 には、この例では蓋体開閉方向と直交する関係にある 2 辺部分に 1 組の縦長軸受孔 3 0 1 , 3 0 1 が対設されている。縦長軸受孔 3 0 1 , 3 0 1 は囲壁 3 0 の内面間距離の略中央部でかつ高さ寸法の略中央部にあり、真円ではなく、孔中心から上下方向に適度に長く伸びた縦長状をなしている。

そして、前記中皿 4 の組み付けを容易にするため、囲壁 3 0 の内面に、縦長軸受孔 3 0 1 , 3 0 1 から外端（図では下端）に向かって勾配を有する案内溝 3 0 2 が形成されている。なお、囲壁 1 0 は図 5 (b) のように脚部 3 3 に近接する側に切除部 3 6 が設けられて

10

20

30

40

50

いる。これは、中皿4の有効充填面積を十分に大きくとりつつ、円滑に360度回転できるようにするためである。

【0016】

中皿4は、前記中枠3の囲壁内に嵌まる平面形状と平面寸法とを有しており、厚さ方向中間部には仕切り壁40が形成され、仕切り壁40を境として上面側凹所4aと下面側凹所(主凹所)4bが形成されている。下面側凹所4bには揮発成分を有する化粧料Aが充填される。化粧料Aは直接充填はもとより、ドラムに充填されたものを含んでいる。上面側凹所4aはこの例ではパフBの収容室となっているが、場合によっては筆が収容されてもよいし、他の化粧料が充填されてもよい。

【0017】

中皿4はその高さHが中枠3の高さ寸法H'よりも適度に大きく、たとえば中枠高さH'が11mmに対し中皿高さHは13.5mmに作られている。

中皿4の外面には前記縦長軸受孔301, 301に対応する部分に1組の突軸41, 41が形成され、前記縦長軸受孔301, 301にはめられることで360度回転可能になっている。

【0018】

しかし、これら突軸41, 41の中心は、図6(b)のように、高さHの中央位置でなく、これよりも若干変位した位置すなわち $h_1 > h_2$ の関係の位置にある。また、突軸41, 41の径は縦長軸受孔301, 301の幅寸法と略一致するが、長さ寸法とは一致していない。たとえば突軸41, 41は直径2.4mmに作られ、縦長軸受孔301は幅2.5mm、長さ3.6mmとなっている。

このようにすることで、図1と図2のように、下面側凹所4bが下方に向く位相にあるときに、中皿4が中枠3の下面レベルよりも突出し得るように構成される。

【0019】

中皿4は前記突軸41, 41が設けられた面と90度変位した外面が図6(b)のように曲率面44となっており、これにより回転時に中枠3に円滑に挿脱されるようになっている。そして、中皿4がくるくると回転することなく上面側凹所4aまたは下面側凹所4bが上または下に向いたときに回転が止まるように曲率面44の適所とこれに対応する中枠3の囲壁30には係止部440, 300が設けられている。

係止部は摩擦的な接触の場合を含んでいるが、この例では、曲率面44に一つの突起が、中枠3の囲壁30には180度対称位置に2つのくぼみが設けられている。突起とくぼみは逆の関係、すなわち曲率面44にくぼみが、中枠3の囲壁30に突起がそれぞれ設けられていてもよい。

【0020】

前記本体1の底壁11には、前記中皿4の下面側凹所4bの開口外郭を構成する底縁部42に対応する輪郭形状のリング溝111が形成されており、このリング溝111に底縁部42と接触可能な環状パッキング7が取り付けられている。環状パッキング7はゴムや軟質プラスチックなどから選ばれる。

この例では、図3のように底縁部42のエッジが環状パッキング7に接触するようになっているが、これに限定されるものではない。

【0021】

一方、蓋体2の内面には、鏡5の外周に中皿4の上面側凹所4aの開口外郭を構成する表縁部43に対向する輪郭形状をなした押圧用突部25が設けられている。この押圧用突部25は、蓋体2が閉じられたときに中皿4の表縁部43に当接して中皿4を下方に押圧するためのものである。

【0022】

図8ないし図13は本発明を適用した丸形合成樹脂製コンパクト容器の実施例(第2実施例)を示している。

この実施例においても、コンパクト容器は、本体1と、蓋体2と、中枠3および中皿4とから構成されており、中皿4は中枠3に対して360度回転可能に支持されていることは

10

20

30

40

50

第1実施例と同じである。

また、本体1と、蓋体2と、中枠3および中皿4が平面円形に構成されていることを除いて各部材の構成も同じである。

【0023】

ただ、この実施例では、中枠3のフランジ31が本体1の囲壁頂面の輪郭と一致する形状を持つように大きく作られ、蓋体2が閉じたときに開口縁面と本体1の囲壁頂面とで挟圧されるようになっている。そして、かかる構成のため、中枠3の前端側には蓋体2のフック22の自由な挿脱を許す切欠き37が形成されている。

【0024】

また中枠3の囲壁30は図11(b)に示すように開閉方向に対応する前端側と後端側に欠設部が設けられており、開閉方向と直交する両サイド部分に縦長軸受孔301, 301が対設されている。縦長軸受孔301, 301は前記第1実施例と同じように縦長状となっている。詳細については、前記第1実施例の説明を援用する。

中皿4は、前記中枠3の囲壁30に対応する平面輪郭形状を有し、180度対称位置には前記縦長軸受孔301, 301に対する1組の突軸41, 41が形成され、これらが前記縦長軸受孔301, 301にはめられることで360度回転可能になっている。

【0025】

突軸41, 41と縦長軸受孔301, 301の関係は前記第1実施例と同じであるから、詳細については、前記第1実施例の説明を援用する。

中皿4は外面が図12(b)(c)のように曲率面44となっており、これにより回転時に中枠3に円滑に挿脱されるようになっている。そして、中皿4の上面側凹所4aまたは下面側凹所4bが上または下に向いたときに回転が止まるように、曲率面44の適所とこれに対応する中枠3の囲壁30には係止部440, 300が設けられている。

係止部は摩擦的な接触の場合を含んでいるが、この例では、曲率面44に一つの突起が、中枠3の囲壁30には2つのくぼみが設けられている。突起とくぼみは逆の関係、すなわち曲率面44にくぼみが、中枠3の囲壁30に突起が設けられていてもよい。

【0026】

本体1の底壁11には、前記中皿4の下面側凹所4bの開口外郭を構成する縁部42に対応する輪郭形状のリング溝111が形成されており、このリング溝111に底縁部42と接触可能な環状パッキング7が取り付けられている。環状パッキング7はゴムや軟質プラスチックなどから選ばれる。

この例では、図8と図9のように底縁部42のエッジが環状パッキング7に接触するようになっているが、これに限定されるものではない。

【0027】

一方、蓋体2の内面には、鏡5の外周に中皿4の上面側凹所4aの開口外郭を構成する縁部43に対向する輪郭形状をなし閉じられたときに縁部43に当接して中皿4を下方に押圧するための押圧用突部25が設けられている。

これらも第1実施例と同じである。

【0028】

中皿4の上面側凹所4aにパフを収容した場合、外気の取り入れで乾燥できることが好ましい。そこで、この実施例では、図12(b)のように中皿4の上面側凹所4aを形成する囲壁の一部の上端に切欠き48, 48を形成し、蓋体2の開口縁部の一部に切欠き27, 27を形成し、それら切欠きによって外部と上面側凹所4aとが連通し得るようになっている。

【0029】

上述した説明は本発明のあくまでも数例であり、他に種々の構成をとることができる。

1) 中枠3と中皿4の軸支位置は第1実施例と第2実施例では開閉方向と直交する方向であったが、中皿4の回転は開閉方向と同方向であるが、図7に示すように90度変位してもよい。この場合には、中枠3の囲壁の欠設はこれに対応する部位とする。

2) 第1実施例では中枠3のフランジ31は蓋体2の開口縁よりも小さくなっているが、

10

20

30

40

50

第2実施例と同じように本体1の囲壁頂面の輪郭と一致する形状を持つように大きく作られ、蓋体2が閉じたときに開口縁面と本体1の囲壁頂面とで挟圧されるようになっていてもよい。この場合、中皿4の上面側凹所4aを形成する囲壁の一部の上端に切欠き48, 48を形成し、蓋体2の開口縁部の一部に切欠き27, 27を形成することが好ましい。

3) 本体1と蓋体2の係合機構は任意であり、実施例の構造に何ら限定されるものではなく、公知の各種構造のものを採用しうる。たとえば、本体1の凹嵌部14に別のスライド式あるいはヒンジ式の係合解除部材を取り付けたものであってもよい。

4) 中皿4の回転角度は180度以上回転可能であればよく、必ずしも360度回転可能であることは必須条件ではない。

【0030】

10

【実施例の作用】

第1実施例においては、蓋体2を閉じた状態では、図1ないし図3のように、中皿4の上面側凹所4aは蓋体2の内面と対向し、揮発性の化粧料Aを充填している下面側凹所4bは本体1の底壁11に対向するように中枠3に保持されている。

【0031】

この状態では、中皿4の下面側凹所4bの底縁部42が中枠3の下面レベルよりも下方に突出可能であり、しかも、中皿4の上面側凹所4aを画成している上縁部43に蓋体2の押圧用突部25が当接して下方(本体凹部方向)に押圧する。それによって中皿4の突軸41, 41が図3のように中枠3の縦長の縦長軸受孔301, 301の下端にまで下降されるため、中皿4の底縁部42が本体1の底壁11に設けた環状パッキング7に強接させられる。本体1は剛性を有しており、変形が生じない。このため、揮発性の化粧料Aを充填している下面側凹所4bは非常に確実かつ良好に密閉され、揮発性の化粧料Aの外部への揮発が完全に防止される。

20

【0032】

化粧に当たっては、蓋体2の本体1に対する係合機構を解除し、蓋体2を傾転して開披する。ついで、中枠3の前端部分に指をあてがう。後部の脚部33, 33がピン6, 6によって本体1に枢支されているので、中枠3は傾転するが、ストッパ330, 330を有しているため、図4(a)のようにストッパ330が本体1の切欠き奥面320に当接した状態、すなわち蓋体2の開放度合いの約半分程度で最大開放状態となる。

【0033】

30

そこでこの状態で中皿4の底縁部42に指を当てて上方に押すか、あるいは中皿4の表縁部43に指を当てて下方に押す。こうすれば、係止部440, 300が外れ、図4(a)のように突軸41, 41と縦長軸受孔301, 301の関係により中皿4は中枠3に対して回転される。

180度回転して下面側凹所4bが上面に向いた状態で係止部440, 300がかみ合うことにより中皿4は再び中枠3に保持され、図4(b)のようになる。そこで、図4(b)の矢印のように中枠3を倒せば、中枠3は本体1の凹入部12に装入され、図4(c)のようにフランジ31が本体1の囲壁頂面に接して安定的に支持される。そこでこの状態で、パフ等の塗布具を使用して化粧を施せばよい。

【0034】

40

化粧が終わった時には、中枠3のフランジ31に指をかけて図4(b)のように傾転させ、この状態で図4(a)のように中皿4を中枠3に対して180度回転させて下面側凹所4bが下向きの状態に戻し、本体1の凹入部12に向けて中枠3を倒しあるいは倒さぬまま蓋体2を被せ、係合機構により本体1を閉じればよい。これにより、中枠3の表縁部43を蓋体2の押圧用突部25が押圧し、下面側凹所4bの底縁部42が環状パッキング7に強接して前述した気密密閉状態にされる。したがって、揮発成分が揮散されない。

【0035】

中皿4の高さHは中枠3の高さH'よりも高く、中皿4の突軸41, 41は高さHの中央位置でなく、これよりも若干変位した位置すなわち $h_1 > h_2$ の関係の位置に設けられている。したがって、下面側凹所4bが上向きとなったときには図4(c)のように底縁

50

部 4 2 が中枠 3 の上面レベルよりもかなり高く位置する。

【 0 0 3 6 】

このため、化粧料 A の塗布が終わって、下面側凹所 4 b が上面に向いた状態のままで蓋体 2 を閉じようとした場合、蓋体 2 の押圧用突部 2 5 が中枠 3 の上面レベルよりもかなり高い底縁部 4 2 に衝突し、蓋体 2 を閉じることができない。したがって、誤って下面側凹所 4 b が上面に向いた状態のままで蓋体 2 が閉じられることによる非密閉を防止することができる。

【 0 0 3 7 】

第 2 実施例では、蓋体 2 の閉じ状態のときに、中枠 3 のフランジ 3 1 は蓋体 2 の開口縁部と本体 1 の囲壁頂面との間で挟圧される。蓋体 2 の切欠き 2 7 の部分は中枠 3 のフランジ 3 1 と接触せずに横長の通孔を形成している。したがって、中皿 4 の上面側凹所 4 a 内にパフを装填していた場合、湿気が上面側凹所 4 a の囲壁の切欠き 4 8 , 4 8 を通して前記蓋体 2 の切欠き 2 7 , 2 7 から外部に排出されるため、乾燥することができ、湿気の籠りによる鏡の曇りの発生を防止することができる。

【 0 0 3 8 】

一方、揮発性の化粧料 A を充填している下面側凹所 4 b は本体 1 の底壁 1 1 に対向するように中枠 3 に保持されており、蓋体 2 の押圧用突部 2 5 が中皿 4 の上面側凹所 4 a を画成している表縁部 4 3 に当接して下方（本体凹部方向）に押圧する。それによって中皿 4 の突軸 4 1 , 4 1 が図 9 と図 10 のように中枠 3 の縦長の縦長軸受孔 3 0 1 , 3 0 1 の下端にまで下降されるため、中皿 4 の底縁部 4 2 が本体 1 の底壁 1 1 に設けた環状パッキング 7 に強接させられる。本体 1 は剛性を有しており、変形が生じない。このため、揮発性の化粧料 A を充填している下面側凹所 4 b は非常に確実かつ良好に密閉される。

【 0 0 3 9 】

前記蓋体 2 の切欠き 2 7 を通して外気が蓋体 2 と中枠 3 の間に侵入し、それが中枠 3 と中皿 4 の隙間および突軸 4 1 と縦長軸受孔 3 0 1 の隙間を経て本体 1 の凹部 1 1 内に侵入しても、下面側凹所 4 b の底縁部 4 2 が本体 1 の底壁 1 1 に設けた環状パッキング 7 に全周にわたって強接してシールされているため、下面側凹所 4 b とは完全に遮断され、揮発性の化粧料 A の外部への揮発が完全に防止される。

【 0 0 4 0 】

図 1 3 (a) ないし (c) は、第 2 実施例における蓋体 2 の開放途中から中皿 4 の回転による揮発性の化粧料 A の反転中の状態を示しており、(a) のように蓋体 2 を開披すれば、押圧用突部 2 5 と環状パッキング 7 による中皿 4 の押圧シールが解除される。ついで、中枠 3 の前端部分に指をあてがう。後部の脚部 3 3 , 3 3 がピン 6 , 6 によって本体 1 に枢支されているので、中枠 3 は傾転するが、後端部にストッパ 3 3 0 を有しているため、図 1 3 (b) のように蓋体 2 の開放度合いの約半分程度で最大開放状態となる。

【 0 0 4 1 】

そこでこの状態で中皿 4 の底縁部 4 2 に指を当てて上方に押すか、あるいは中皿 4 の表縁部 4 3 に指を当てて下方に押す。こうすれば、係止部 4 4 0 , 3 0 0 が外れ、図 1 3 (c) のように突軸と縦長軸受孔の関係により中皿 4 は中枠 3 に対して回転され、中皿 4 の揮発性の化粧料 A が上面側に向くことになる。

その他は前記第 1 実施例の場合と同じであるから、説明は援用する。

【 0 0 4 2 】

【 発明の効果 】

以上説明した本発明の請求項 1 によるときには、本体 1 の頂面にフランジが当接する限度で本体凹部に格納可能な中枠 3 に対して化粧料 A を充填した中皿 4 が天地逆転可能に支持されており、前記本体 1 の底部内面に前記中皿 4 の底縁部 4 2 と当接可能な環状パッキング 7 が設けられ、前記蓋体 2 の内面には閉じ時に前記中皿 4 の表縁部 4 3 と当接可能な押圧用突部 2 5 が設けられているので、化粧料 A の非使用時には、揮発成分を含有する化粧料を高い気密性をもって完全に密閉することができ、使用時には蓋体方向に面させることができ、大きさも蓋体と本体と中枠を有する起伏タイプのコンパクト容器とほとんど変わ

10

20

30

40

50

りがなく、構造も簡単であるなどのすぐれた効果が得られる。

【0043】

さらに、中皿4が高さ方向中央レベルと変位したレベルに突軸41, 41を有し、中枠3には、蓋体2の押圧用突部25が中皿4の表縁部43と当接したときに中皿4の底縁部42を中枠下面レベルより突出させるべく、前記突軸41, 41の高さ方向への移動を許す縦長軸受孔301, 301を有しているため、蓋体2を閉じたときに蓋体2の押圧用突部25による押圧で中皿4が中枠3に対して自動的に沈むことになり、これで中皿4の底縁部42が本体凹部の環状パッキング7と密接されるためより確実な密封状態を形成することができるというすぐれた効果が得られる。

【0044】

請求項2によれば、中皿4の高さHが中枠3の高さH'よりも大きいため、中皿4の底縁部42が上面を向くように反転された状態(化粧料Aが上面に露出した状態)では、中枠3の上面レベルから突出された底縁部42と蓋体2の押圧用突部25の衝突で蓋体2を閉じることができなくなるので、誤操作により気密が保たれない蓋閉止が行われることを防止できるというすぐれた効果が得られる。

【0045】

請求項3によれば、中皿4は揮発成分含有化粧料Aの充填用の下面側凹所4bと反対側に上面側凹所4aが形成されているので、この上面側凹所4aにパフなどの塗布具を収容することができ、しかも、蓋体2側にパフなどの塗布具の乾燥のための通気孔を設けても、揮発成分含有化粧料Aを充填した下面側凹所4bは、前記環状パッキング7によって完全に密閉されているので、全く影響を受けないというすぐれた効果が得られる。

【0046】

請求項4によれば、中枠3が本体一端部に対する枢着用の脚部33, 33を有し、その脚部33, 33に中枠3を蓋体2の最大傾転角度よりも小さい傾転角度に規制するストッパ330, 330が設けられているので、中皿4を本体1および蓋体2と衝突させずに円滑に天地が逆になるように回転させることができるというすぐれた効果が得られる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明にコンパクト容器の第1実施例を示す縦断側面図である。

【図2】第1実施例の縦断正面図である。

【図3】図2の一部拡大図である。

【図4】(a)は第1実施例において蓋体を開披し、中皿を回転している状態を示す縦断側面図、(b)は中皿の天地を逆にし中枠を倒す寸前の状態を示す部分的縦断側面図、(c)は化粧料の使用状態を示す部分的縦断側面図である。

【図5】(a)は中枠の平面図、(b)は(a)のX-X線に沿う断面図、(c)はY-Y線に沿う断面図である。

【図6】(a)は中皿の平面図、(b)は中皿の部分切欠正面図、(c)は断面図である。

【図7】第1実施例の他の例を示す平面図である。

【図8】本発明の第2実施例を示す部分切欠斜視図である。

【図9】第2実施例の縦断側面図である。

【図10】第2実施例の縦断正面図である。

【図11】(a)は中枠の平面図、(b)は(a)の部分切欠側面図、(c)は縦断正面図である。

【図12】(a)は中皿の平面図、(b)は中皿の部分切欠正面図、(c)は断面図である。

【図13】(a)は第2実施例において蓋体の開披途中の状態を示す縦断側面図、(b)は中枠を最大角度まで回動した状態を示す縦断側面図、(c)は中皿の天地を逆にしている状態を示す縦断側面図である。

【符号の説明】

1 本体

10

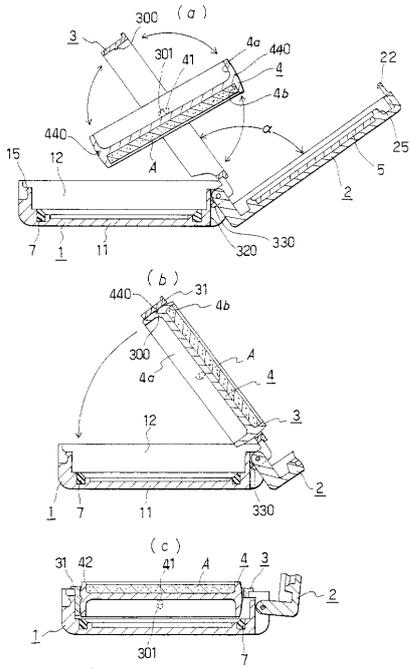
20

30

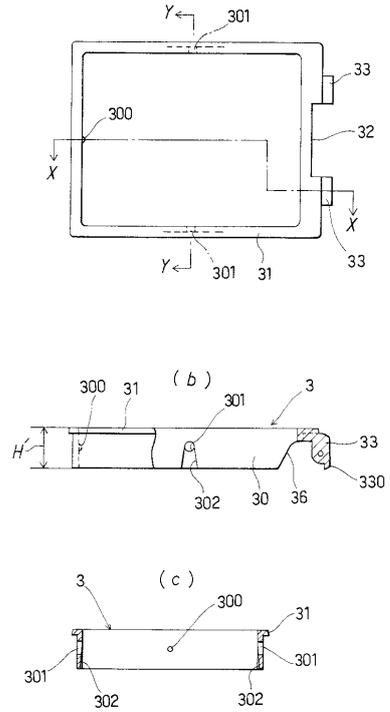
40

50

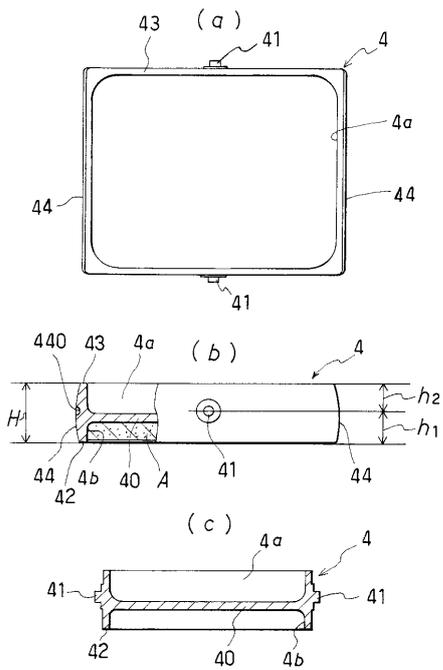
【 図 4 】



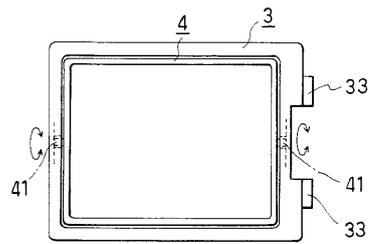
【 図 5 】



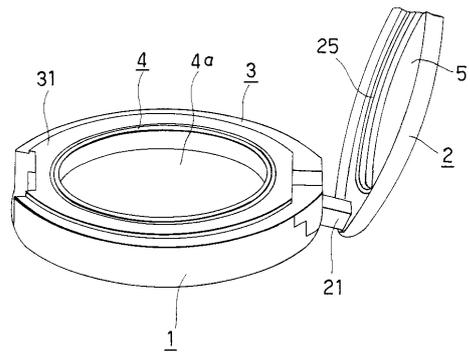
【 図 6 】



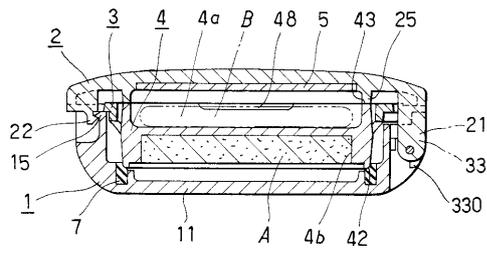
【 図 7 】



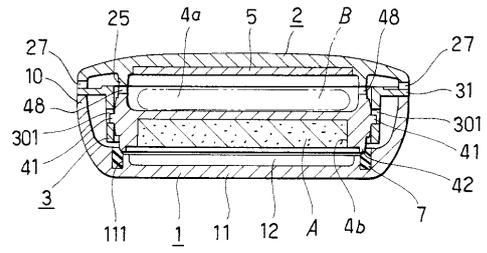
【 図 8 】



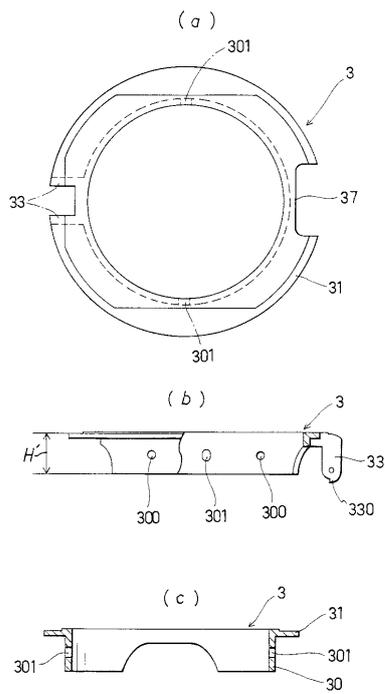
【図 9】



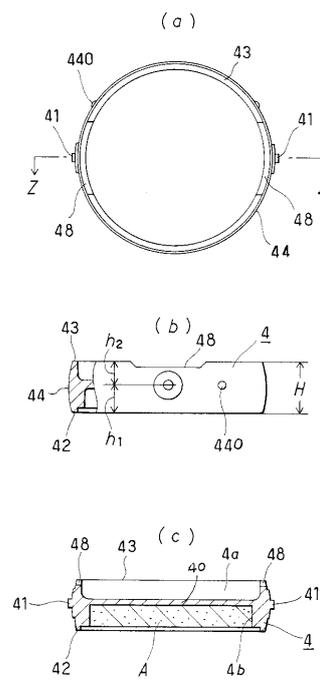
【図 10】



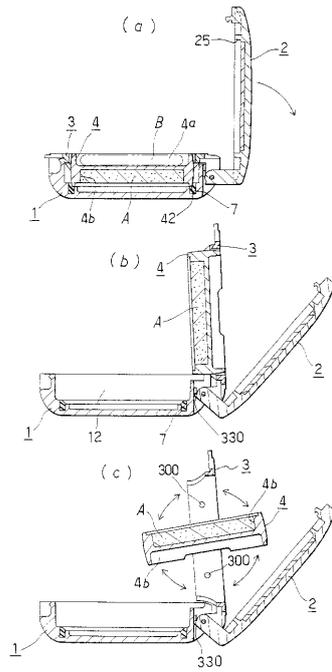
【図 11】



【図 12】



【 図 13 】



フロントページの続き

(58)調査した分野(Int.Cl. , D B名)

A45D 33/00-42/00